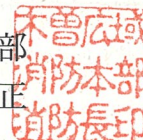




4 木広消告示第 1 号
令和 4 年 12 月 20 日

木曾広域消防本部
消防長 石其 正



告 示

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 23 条の規定に基づき、消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いを次のように定め、令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

- 1 消防法施行令第 23 条ただし書きに記載される「消防機関から著しく離れた場所」を各署所から走行距離で 10 km 以上の場所と定め、「その他総務省令で定める場所」を消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 25 条第 1 項に掲げる場所とする。
- 2 上記 1 に掲げる場所に位置する当該消防設備設置済防火対象物については、当該設備の作動不良や失効等により更新する場合、項別に関わらず当該設備を更新しないことができるものとする。
また、上記 1 に掲げる場所に位置する新規防火対象物は、当該消防用設備を設置しないことができるものとする。
- 3 上記 1 に該当しない防火対象物については、消防法施行令第 23 条第 3 項により、当該消防用設備を設置しないことができるものとする。
また、平成 8 年 2 月 16 日付け消防予第 22 号通知第 3 (1) ア (ア)、(ウ)、イ又はウの要件を満たせば、令 32 条を適用し、当該消防設備を設置しないことを認めて差し支えないものとする。
- 4 第 22 号通知第 3 (1) ア (イ) については、平成 27 年 3 月 27 日付消防予第 130 号通知第 4 (4) により、平成 31 年 3 月 31 日で特例の適用は廃止となっていることを書き加える。
- 5 本告示は、令和 6 年 1 月 1 日より行われる NTT 固定電話の IP 網移行に伴い、予見される火災通報装置の不具合にも適用するものとする。